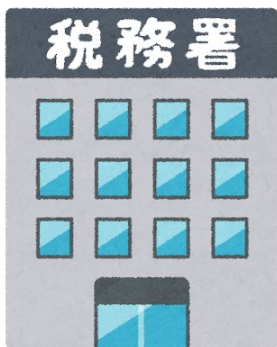


## 『税務署の内部事務のセンター化 改めて理解・協力を呼びかけ』

国税庁では、税務署における内部事務(申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送など)の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務(調査・徴収事務)の充実・高度化を目指し、令和3年7月から一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しているが、今回改めて納税者や税理士に協力を呼び掛けている。



現状、内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書・申請書等を提出する場合の手続きとして、(1)e-Tax(データ)により提出する場合は、所轄税務署へ送信(2)書面により提出する場合は、業務センターへ郵送で(直接の持ち込みは不可)、となっている。業務センターとセンター化の対象となる税務署は、「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」で確認できる。業務センターで対応できない業務は以下の通り。○国税に関する御相談(納付に関する御相談含む)○税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付○申告書・申請書等の用紙の送付依頼。なお、業務センターでは、納税者や税理士に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せする場合がある、としている。

## 『税制改正に向け建議書一日税連 配当促進税制や役員給与税制等』

日本税理士会連合会は第1回理事会にて「令和6年度税制改正に関する建議書」を決定し発表した。その中で、重要建議項目としてあげている概要は以下の通り。

(1)中小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給与税制を見直すこと。○配当に充てられた部分の法人税率を低くし、申告分離課税制度を認めることや配当控除を引き上げることを検討すべきである。○役員給与は原則として全額損金の額に算入すること:経営者のモチベーションを高めるためにも、損金不算入とする役員給与を明示したうえで原則損金の額に算入すべきである。(2)消費税の非課税取引の範囲を見直すとともに、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと○消費税の非課税取引の範囲を見直すこと○消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと(3)基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること:○基礎的な人的控除の見直し:課税最低限は、財政事情を考慮しつつも、生活保護水準等を参考に決定していくことが望ましく、現行の基礎的な人的控除はその額を引き上げるべきである。○所得計算上の控除から基礎控除へのシフト:i)給与所得控除額の縮減 ii)公的年金等控除額の縮減、等



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)